平成２１年（フ）第４１３号
愛媛県松山市鴨川１丁目９番20号　ＵＫＥＮＡ鴨川601号
債務者　井上　美和
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４１４号
愛媛県松山市衣山５丁目１番地48　サーパス衣山弐番館204号
債務者　岩田　亮祐
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４１５号
愛媛県松山市衣山５丁目１番地48　サーパス衣山弐番館204号
債務者　岩田　正美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４２１号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地５棟17号、住民票上の住所愛媛県伊予市上吾川446番地
債務者　篠﨑比呂志
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４２２号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地５棟17号
債務者　篠﨑みどり
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２１７号
福岡県うきは市浮羽町高見338番地10
債務者　宮崎　和子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２２９号
福岡県久留米市中央町２番地25　パールハイム梅花園６－６
債務者　永島　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２５９号
福岡県久留米市東櫛原町10番地３、住民票上の住所福岡県久留米市北野町大城782番地１
債務者　小坪　智加
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３３３号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4534番地あさひ団地55－２－301
債務者　児玉　宗興
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５１号
秋田県南秋田郡五城目町馬場目字坊井地81番地
債務者　佐々木節子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５６号
秋田市下新城中野字街道端西89番地50
債務者　髙橋　　慎
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８９号
愛知県春日井市玉野町567番地
債務者　山田　啓司
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６４０号
名古屋市熱田区切戸町３丁目89番地　みのる荘Ａ号
債務者　横井　由香
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７２０号
名古屋市千種区鹿子殿13番Ａ－307号希望ヶ丘ハイツ
債務者　佐藤　靖子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７３２号
名古屋市港区川間町１丁目105番地
債務者　嶋津　正典
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８８３号
高知市大津乙684番地２、申立時の住所高知市潮見台２丁目2401番地５
債務者　増田　耕作
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９５号
高知市介良乙542番地　ヴィラソレイユ402
債務者　原　　陽一
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
高知地方裁判所破産係